

2021年6月18日 第1回専門部会 資料1

「藤沢市人権施策推進指針」の改定について

1 経過・目的

「藤沢市人権施策推進指針」は、2007年（平成19年）2月に、「人権を大切にし、“人権文化”を育むまちづくり」の実現をめざし、一人ひとりが人権を身近なものとし、身近な人々とともに、身近なところから少しでも人権問題をなくすよう、市としての人権に対する基本理念や施策の方向性を明らかにし、各種の施策を推進する上でのガイドラインとして策定されました。

その後、社会情勢の変化に伴い、インターネット上における差別情報の書き込み等による人権侵害や、特定の属性を有する人々に対するヘイトスピーチ（差別的扇動表現）が問題になるとともに、「いじめ防止対策推進法」や「障害者差別解消法」が制定されるなど、新たな人権課題への対応や法令等との整合性を図る必要が生じたことから、2016年（平成28年）3月に改定を行っています。2016年（平成28年）の指針の改定においては、今後概ね5年ごとに見直しを行うとしていることから、これまでの進捗管理や市民の人権意識やニーズなどを踏まえ、指針の改定を行うものです。

2 全体のスケジュール

令和3年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
改定の方向性検討 市民意識調査票の作成		(現状と課題、方向性の確認)			(課題の整理/調査票の素案作成)			(調査票の最終案作成)			(発送に向けた準備)	
〔外部組織〕 ふじさわ人権協議会		● 委嘱					●				●	
専門部会			●					●		●		
〔庁内組織〕 人権事務事業推進連絡会							●	↑				
市議会への報告											● 基本的考え方提示	

令和4年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
指針の改定	(市民意識調査の実施)		(調査結果のとりまとめ/素案)			(中間案)		(最終案作成)		(成果品の作成)		
パブリックコメント						(予告)	(実施)	(反映)				(公表)
〔外部組織〕 ふじさわ人権協議会 (5回/年)		●		●			● 中間とりまとめ	●		● 最終とりまとめ		
〔庁内組織〕 人権事務事業推進連絡会				●			●			●		
市議会への報告									● 中間報告		● 最終報告	

※スケジュールについては、現時点での予定であり、状況により多少前後することがあります。

3 改定の視点～「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」の人権と多様な主体への働きかけ～

指針の改定に際しては、現行の指針において課題とされた、子どものいじめや障がいのある人への差別といった「喫緊の人権課題への対応」、SNSなどインターネット上における人権侵害など「新たな人権課題への対応」、外国人やセクシュアルマイノリティ（性的少数者）など「理解が進んでいない人権課題への対応」に加え、新型コロナウイルス感染症に関連する人権問題や働く人の人権、女性や若年層に関する人権課題など、社会情勢の変化を踏まえるとともに、同和問題（部落差別）をはじめとする社会の歴史的過程で形づくられ、依然として根強く残る人権課題についても言及します。

他方、「藤沢市市政運営の総合指針 2024～2040 年に向けた持続可能なまちづくりへの転換～」の中では、3つのまちづくりコンセプト（めざすべきまちの姿の明確化）の一つとして、“共生社会の実現をめざす誰一人取り残さないまち（インクルーシブ藤沢）”を示すとともに、“一人ひとりの人権を尊重し、ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）平等を促進するとともに、あらゆる人が共同してつくる平和な社会の実現に向けて、市民、地域社会の質的な成熟を目指す必要性”に言及しています。

そのため、これまでの指針における、市の施策推進に関するガイドラインとしての位置づけも踏まえつつ、SDGs（持続可能な開発目標）の視点も取り入れ、市民、NPO、ボランティア、大学、企業など多様な主体への周知啓発や連携をより意識した普遍的な指針として、名称*や構成についても検討を進めます。

*名称については、「(仮称)ふじさわ人権文化のまちづくり指針」を想定。

4 策定の手法

指針の改定を行うに際しては、「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」を見据え、市民の人権意識やニーズを的確に把握するためのアンケート調査を実施します。

市民、事業者や学識経験者等で構成される「ふじさわ人権協議会」での審議に諮るとともに、指針に掲げる施策の効果的な推進及び総合的な調整を図るため、「藤沢市人権擁護委員会」をはじめとする各団体からの意見聴取や、庁内の関係各課で構成される「藤沢市人権事務事業推進連絡会」を通じ、そこでの議論を踏まえた素案の作成を行います。素案に対するパブリックコメントによる意見集約等及び「ふじさわ人権協議会」でのとりまとめを踏まえ、最終案を作成します。

なお、指針の改定に関する市議会への対応については、令和4年12月定例会（中間報告）及び令和5年2月定例会（最終報告）を予定しています。

以上

（事務担当 企画政策部人権男女共同平和国際課）